

■ 納期は全 10 回

系島市では、4月から翌年3月までの1年分（12か月分）の国保税を、6月からの翌年3月までの10回の納期に分けています。1期分の国保税が、1か月分の金額ではありませんので、ご注意ください。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	1月4日	1月末日	2月末日	3月末日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

■ 国保税は月割で計算

国保税は、国保の加入資格を取得した月から課税されます。加入の届出をした日ではありません。

年の途中で加入したとき

例) 8月10日に会社をやめて、8月16日に国保へ届け出た場合

		8か月分の国保税											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納期
	なし	なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

4期からの7回に分けて納付

8月から3月までの8か月分（年間保険税の12分の8）を、届け出た翌月（4期）から3月（10期）までの7回で納めます。（納税通知書は9月中旬頃お送りします。）

※届出が遅れた場合、加入資格を取得した月まで、さかのぼって納めていただくことになります。

年の途中で脱退したとき

例) 9月1日から他の健康保険に加入、9月10日に国保へ届け出た場合

		5か月分の国保税														
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納期			
	なし	なし	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期				

精算

4月から8月までの5か月分（年間保険税の12分の5）を、届け出た翌月（10月）に精算します。（納め過ぎとなった金額は、後日還付いたします。）

※加入月数によっては、他の健康保険に加入した後も納付が発生する場合があります。